

○尾道市建設工事等入札事務執行要綱

平成20年3月24日

尾道市建設工事等入札事務執行要綱（昭和54年12月1日制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事、設計、調査及び測量の業務（上下水道局等企業会計は除く。以下「建設工事等」という。）の入札事務の適正な執行を確保するために必要な事項を定めるものとする。

（入札等の手続）

第2条 建設工事等の入札事務を所掌する課長（以下「課長」という。）は、建設工事等に係る主管課長又は部長の決裁を経た当該建設工事等の設計書、図面、仕様書等により、入札事務執行手続又は契約締結のための手続をとらなければならない。

（入札辞退の手続等）

第3条 入札者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができるものとする。

2 指名競争入札において、入札辞退があった場合においても、原則として、入札者の追加指名は行わない。ただし、辞退者が多数となり、入札者が尾道市建設工事等指名業者選定に関する規程（昭和54年訓令第6号）第5条第1項に定める指名業者数（以下「基準指名業者数」という。）の3分の2に達しないこととなる場合には、追加指名を行うことができるものとする。

3 入札者の入札執行前に入札辞退は、入札辞退届を課長に直接持参させ、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）させるものとする。

4 入札者の入札執行中における入札辞退は、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出させるものとする。

5 入札を辞退した者に対し、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いをしてはならない。

（入札執行者）

第4条 入札の執行は、課長の上司である部長が自ら行うものとする。ただし、部長が都合により入札の執行ができない場合は、尾道市事務決裁規程（昭和36年訓令第4号。以下「決裁規程」という。）において定める専決事項に準じて課長が職務を代行する。

（入札の日程の変更及び入札の中止）

第5条 前条の規定により入札の執行を行う者（以下「入札執行者」という。）は、天災その他やむを得ない理由がある場合を除くほか、入札の日程を変更し、又は入札を中止してはならない。

2 入札執行者は、入札の日程を変更し、又は入札を中止したときは、その事由を明らかにしておくものとする。

（入札室）

第6条 入札執行者は、入札者に入札書を提出させる場所（以下「入札室」という。）の選定に当たっては、入札者が入札書を記入するのに適当な場所と配置を考慮するものとする。

（入札書の提出）

第7条 入札書の提出は、施錠できる入札箱に書面を投入させることによって行わせるものとする。

（入札者等の確認）

第8条 入札執行者は、入札を開始する前に、入札者の商号又は氏名を呼び上げて出

席の有無を確認するものとする。ただし、入札期間内に入札書の提出をさせて開札期日に開札を行うこととしている入札（以下「期間入札」という。）の場合は、この限りでない。

- 2 入札執行者は、入札をする者が代理人であるときは、代理人の資格を確認するため入札書を提出させる前において当該代理権を証する書面（以下「委任状」という。）を提出させなければならない。ただし、既に提出された委任状の有効期限内の者については、この限りでない。

（内容の確認）

第9条 入札執行者は、入札書を提出させる前に当該入札に付そうとする事項の内容について疑義又は不明な点がないかどうかを再度確認し、落札後において紛議を生ずることがないようにしなければならない。

（入札の執行指導等）

第10条 入札執行者は、入札開始の時刻となったときは、直ちに入札開始の宣言をし、入札を行うものとする。

- 2 入札執行者は、入札開始の時刻に遅れた入札者に対してはその入札参加資格を無効としなければならない。ただし、特別の事情があると認められるとき（入札開始前にその旨連絡があった場合に限る。）は、この限りでない。

- 3 入札執行者は、入札が完了するまでは入札執行の場所を離れてはならない。ただし、期間入札の場合は、入札者が現在していないときに入札室を離れることを妨げない。

第11条 入札執行者は、建設工事等1件ごとに入札を行うものとする。

- 2 入札執行者は、原則として郵送による入札は認めないものとする。

（禁止事項）

第12条 入札執行者は、入札者が入札執行中に次の行為をすることを禁止しなければならない。ただし、期間入札の場合は、この限りでない。

- (1) 入札執行者が特に必要と認めた場合を除き、入札室から退室し、又は再入室すること。
 - (2) 入札室内で私語、雑言等を行うこと。
- 2 入札室には、入札関係者以外の者は入室させてはならない。ただし、入札執行者が認めたときは、この限りでない。

（入札の回数）

第13条 入札の回数は、落札とならないときの最初の1回と再度入札の1回を合わせて2回を限度とする。

- 2 再度入札を行おうとするときは、前の入札において入札に参加しなかった者、尾道市契約規則（昭和39年規則第28号）第32条の規定によりその入札を無効とされた者及び尾道市建設工事執行規則（昭和39年規則第29号）第9条の規定により最低制限価格を設けた場合におけるその価格未満の入札を行った者は、参加させることができない。

（電子入札）

第14条 入札執行者は、適当と認めるときは、入札書の提出の方法について、書面を入札箱に投入させることに代えて、電磁的記録を市の使用に係る電子計算機に送信させてすることができる。この場合においては、電磁的記録の送信の方法によって入札書の提出を行うべき旨を、あらかじめ入札公告又は指名通知に表示するものとする。

（電子入札等における特例）

第15条 第6条から第10条まで及び第12条の規定は、電磁的記録の送信によって入札書の提出をする者について、これを適用しない。

(開札の立会い)

第16条 入札執行者は、期間入札の開札に当たって、書面により入札書を提出した者がある場合は、入札事務に関係のない職員1人以上を立ち合わせなければならない。

(開札)

第17条 入札執行者は、当該工事の入札者のすべての者が入札を終わったことの確認後において開札を行うものとする。

2 入札執行者は、開札において入札書の記載事項の適否について審査し、有効、無効の決定を行うものとする。

3 入札執行者は、前項において有効と決定した入札書の開札の結果、入札金額のすべてが予定価格を超えるときは、「予算超過」と宣言し、直ちに再度入札に付するものとする。ただし、最低制限価格を設けた入札において予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者がなかったときは、「いずれも予定価格と最低制限価格の範囲内ではありません。」と宣言し、当該入札が終了した旨を告げるものとする。

4 入札執行者は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項(同令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により落札者を決定することとした入札において、あらかじめ定めた調査基準価格を下回る価格をもって申込みをした者があるときは、各入札者の入札金額を読み上げることなく、「地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により、調査の上、後日落札決定をする。落札の決定をしたときは、通知又は連絡する。」と宣言し、当該期日を終了するものとする。

5 入札執行者は、地方自治法施行令第167条の10の2(同令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により落札者を決定することとした入札においては、各入札者の入札金額を読み上げることなく、「地方自治法施行令第167条の10の2の規定により、価格その他の条件が市にとって最も有利な者を、後日落札決定する。落札の決定をしたときは、通知又は連絡する。」と宣言し、当該期日を終了するものとする。

6 前2項の規定は、委託業務の場合については、適用しないものとする。

(落札者の決定)

第18条 入札執行者は、開札の結果落札となるべき価格の入札をした者が1人あったときは、直ちに落札決定する旨を宣言して、その落札金額及び落札者の商号又は氏名を公表し、当該入札が終了した旨を告げるものとする。

(くじ引き)

第19条 入札執行者は、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者の商号又は氏名を呼んでこれにくじを引かせ、落札者を定める。

2 前条の規定は、くじ引きによって落札者が定まった場合に準用する。

(落札とならないとき)

第20条 指名競争入札において再度入札の結果落札となるべき者がいないときは、入札執行者は、入札者の指名替えを行うものとする。この場合において、指名業者数は、基準指名業者数にかかわらず4業者以上とすることができる。

2 一般競争入札において再度入札の結果落札者となるべき者がいないときは、入札執行者は、再度一般競争入札の手続を行うものとする。この場合において、落札者が決定しない等の特段の事情がある場合は、指名競争入札の手続によることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、最低入札金額と予定価格の格差又は当該工事の工期若しくは当該業種の等級別業者数などの状況により、指名替え又は再度の入札手続

を行うことが不利又は困難と認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって最低入札者と随意契約ができるものとする。この場合において、予定価格の制限の範囲内の価格については、最低入札者から当該工事の見積書を徴し、決裁規程による決裁を経て決定するものとする。

4 第1項による指名替入札及び第2項による再度の入札手続による入札において、再度入札の結果落札となるべき者がいないときは、予定価格の範囲内で随意契約ができるものとする。

(実施規定)

第21条 この要綱に定めるもののほか、建設工事等の入札執行手続について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成21年4月1日）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成22年3月30日）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成25年3月15日）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成31年3月29日）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（令和8年3月31日）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。